

公益財団法人静岡県暴力追放運動推進センター定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人静岡県暴力追放運動推進センターと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県静岡市駿河区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、暴力団員による不当な行為を予防するための広報事業、暴力団員による不当な行為についての相談事業、暴力団員による不当な行為の被害者に対する救援事業等を行うことにより、暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる被害の救済を図り、もって安全で住み良い静岡県づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 暴力団員による不当な行為の予防に関する知識の普及及び思想の高揚を図るための広報活動を行うこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の予防に関する個人又は法人その他の団体の活動を助けること。
- (3) 暴力団員による不当な行為に関する相談に応ずること。
- (4) 少年に対する暴力団の影響を排除するための活動を行うこと。
- (5) 暴力団から離脱する意志を有する者を助けるための活動を行うこと。
- (6) 暴力団の事務所の使用により付近住民等の生活の平穏又は、業務の遂行の平穏が害されることを防止すること。
- (7) 公安委員会の委託を受けて、事業所の責任者に対し、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）第14条の不当要求による被害を防止するための措置が有効に行われるようにするための講習を実施すること。
- (8) 法第32条の3第2項第8号の不当要求情報管理機関の業務を助けること。
- (9) 暴力団員による不当な行為の被害者に対して見舞金の支給、民事訴訟の支援その他の救援を行うこと。
- (10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第38条に規定する少年指導委員に対して少年に対する暴力団の影響を排除するための活動に必要な研修を行うこと。
- (11) 暴力団追放のための監視活動を行うこと。
- (12) 暴力団追放に関する情報の収集及び提供並びに調査活動を行うこと。

- (13) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業については、静岡県において行うものとする。

第3章 財産及び会計

(財産の種別)

第5条 この法人の財産は、基本財産及び運用財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
- (1) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
 - (2) 理事会で基本財産とすることを決議した財産
- 3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第6条 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(財産の管理)

第7条 財産は、理事長が管理し、その方法は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

(事業年度)

第8条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類(以下「事業計画書等」という。)については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第11条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第12条 この法人に、評議員8名以上12名以内を置く。

2 評議員のうち、1名を評議員会会長とする。

(評議員の選任等)

第13条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものについては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員

である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

- ① 国の機関
- ② 地方公共団体
- ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
- ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
- ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員会会長は、評議員会において選定する。

4 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

（評議員の任期）

第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第15条 評議員は無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前項の規定に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める理事、監事及び評議員の報酬及び費用に関する規程による。

第5章 評議員会

（構成）

第16条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第17条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する費用の支給の基準

- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
(種類及び開催)

第 18 条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の 2 種とする。

- 2 定時評議員会は、年 1 回、毎事業年度終了後 3 箇月以内に開催する。
- 3 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催することができる。
(招集)

第 19 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項の規定による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第 20 条 理事長は、評議員会の開催日の 5 日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項等を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第 21 条 評議員会の議長は、評議員会会長がこれに当たる。

- 2 議長は、評議員会の議事を整理する。

(定足数)

第 22 条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第 23 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する費用の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 28 条に定める定数を上回

る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第24条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第25条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項の評議員会に報告することを要しないとしたことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第26条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が、これに記名押印しなければならない。

(評議員会運営規程)

第27条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又は定款に定めるもののほか、評議員会において別に定める評議員会運営規程による。

第6章 役員等

(役員の設定)

第28条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 8名以上12名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長、1名を専務理事とする。

3 前項の理事長及び専務理事をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とする。

(役員を選任)

第29条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

- 5 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

（理事の職務及び権限）

第30条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 専務理事は、理事長を補佐し、この法人を代表して、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を執行する。

4 理事長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第31条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第32条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第28条で定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第33条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員の報酬等）

第34条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び特別な職務を執行した理事又は監事にはその対価として報酬を支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める理事、監事及び評議員の報酬及び費用に関する規程による。

（取引の制限）

第35条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
 - (3) この法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
- 3 前2項の取扱いについては、第49条に定める理事会運営規程によるものとする。
(責任の免除)

第36条 この法人は、理事及び監事の一般社団・財団法人法第198条において準用される同法第111条第1項の損害賠償責任について、同法第114条第1項に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(会長及び副会長)

第37条 この法人に会長1名、副会長4名を置く。

- 2 会長は静岡県知事、副会長は静岡県議会議長、静岡県弁護士会会長、静岡県警察本部長及び静岡県自治会連合会会長の職にある者をもって充て、理事会の同意を得て理事長が委嘱する。
- 3 会長及び副会長の任期は、それぞれの職にある期間とする。
- 4 会長及び副会長は、県民の暴力追放運動の推進のための儀礼的行為を行うとともに、理事長の諮問に応じて、理事会において意見を述べることができる。

(顧問)

第38条 この法人に、30人以上50人以内の顧問を置く。

- 2 顧問は、静岡県くらし・環境部長の職にある者並びに地域暴力追放協議会組織及び職域暴力追放協議会組織の会長の中から理事会の同意を得て理事長が委嘱する。
- 3 顧問の任期は、それぞれの職にある期間とする。
- 4 顧問は、理事長の諮問に応じて、理事長に意見を述べ又は理事会において意見を述べるすることができる。

(会長、副会長及び顧問の報酬等)

第39条 会長、副会長及び顧問は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第7章 理事会

(構成)

第40条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第41条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び専務理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

(1) 重要な財産の処分及び譲受け

(2) 多額の借財

(3) 重要な使用人の選任及び解任

(4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止

(5) 内部管理体制（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制をいう。）の整備

(6) 第36条の責任の免除

（招集）

第42条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項等を記載した書面をもって、開催日の5日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

（議長）

第43条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（定足数）

第44条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

（決議）

第45条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（決議の省略）

第46条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

（報告の省略）

第47条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第30条第4項の規定による報告には適用しない。

（議事録）

第48条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会運営規程)

第 49 条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において別に定める理事会運営規程による。

第 8 章 専門委員会

(専門委員会)

第 50 条 この法人の事業を推進するため、理事会の決議により、専門的な事項を調査研究し、理事会に参考意見を提出することを目的とする次の専門委員会を設置することができる。

- (1) 民事介入暴力専門委員会
- (2) 資金源封圧専門委員会
- (3) 施設等暴力排除専門委員会
- (4) 事務所撤去専門委員会
- (5) 企業対象暴力専門委員会
- (6) 暴力相談調査専門委員会

2 専門委員会の組織及び運営に関する事項は、理事会の決議により別に定める。

第 9 章 暴力団追放友の会会員

(友の会会員)

第 51 条 この法人の目的に賛同し、後援する個人又は団体を暴力団追放友の会会員とすることができる。

2 暴力団追放友の会会員に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 10 章 事務局

(事務局)

第 52 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(備付け書類)

第 53 条 主たる事務所には、常に次に掲げる書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 理事、監事及び評議員の名簿
- (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (5) 財産目録
- (6) 理事、監事及び評議員の報酬及び費用に関する規程
- (7) 事業計画書等

(8) 事業報告及び計算書類

(9) 監査報告

(10) その他法令で定める書類

2 前項各号の書類の閲覧については、法令の定めによるほか、第58条第2項に定める情報公開規程によるものとする。

第11章 定款の変更、解散及び残余財産の処分

(定款の変更)

第54条 この定款は、評議員会において、議決に加わることができる評議員の3分の2以上の決議を経て変更することができる。

2 前項の規定は、第3条に規定する目的、第4条に規定する事業及び第13条に規定する評議員の選任等についても適用する。

(解散)

第55条 この法人は、一般社団・財団法人法第202条に規定する事由及びその他法令で定めた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第56条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益法人認定法」という。）第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額に相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第57条 この法人が解散等により清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第12章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第58条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第59条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第13章 公告の方法

(公告の方法)

第60条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第14章 補則

(委任)

第61条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第8条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は小柳津茂助、専務理事は堤京一とする。
- 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
栗田明美 安本睦 河合成人 梅原秀夫 福田清 内山謙一 山本友祥 瀬野真志
安本守男 笠井洋明
- 5 この定款の改正は、平成25年5月30日から施行する。

公益財団法人静岡県暴力追放運動推進センター役員

	氏 名
非常勤理事	芦 沢 貴 洋
〃	岩 井 亮 憲
〃	高 橋 勝
〃	牧 田 守 弘
〃	成 宮 康 晴
〃	青 木 恒 博
〃	矢 田 央 生
〃	川 越 淳 弥
非常勤理事 (代表理事)	岸 田 裕 之
常勤理事 (代表理事)	鈴 木 正 勝
非常勤監事	進 藤 敬
〃	小 柳 津 博

令和 7 年度事業報告書

事業実施期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日

1 公益事業 1

暴力団による犯罪被害者に対する救援事業及び少年並びに暴力団離脱者に対する保護救済事業

(目的) 暴力団等による不法・不当な行為の被害者等の保護・救済

(1) 相談、助言事業【定款第 4 条第 1 項第 3 号、第 4 号、第 5 号】

ア 被害等の相談は、専門的知識や経験を有する暴力追放相談委員（以下「相談委員」という。）が面接、電話等によって受理し、必要により警察等関係機関と連携して解決を図った。

イ 常勤 3 名の相談委員のほか、非常勤の弁護士 2 名、保護司 3 名、少年指導委員 2 名の体制を維持している。

ウ 期間中の相談受理件数は、459 件であった。

エ 4 月 22 日、当法人が委嘱する暴力追放相談委員との相談委員連絡会議を開催し、情報共有及び連携強化を図った。

(2) 民事訴訟の支援及び助成・貸付事業【定款第 4 条第 1 項第 5 号、第 6 号、第 9 号】

ア 離脱者雇用給付金支給

イ 民事訴訟費用の無利子貸付

ウ 被害者見舞金支給

エ 差止請求関連事業

オ 暴力団事務所等撤去に伴う費用

※いずれも該当事案なし

2 公益事業 2

広報啓発事業及び民間団体等が行う暴力団排除活動に対する支援事業

(目的) 県民に対する暴力団等からの被害防止に関する知識の普及及び暴力団排除意識の高揚

(1) 広報啓発事業【定款第 4 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 4 号】

ア 広報啓発資料の配布

当法人の設立目的、事業内容を周知し、「暴力団追放三ない運動＋1」の啓発、暴力相談の活性化や事業効果の高揚を図るために、市・町等で組

組織された地域暴力追放推進協議会26団体及び業界・企業等で組織された職域暴力追放推進協議会41団体等の事業所のほか、情報連絡会、講演会等で広報資料等を配布した。

・反社対策マニュアル	17,000部
・暴力団排除啓発シール	4,000部
・暴力団排除啓発紙ファイル	2,000部
・暴力団排除啓発ポスター	2,500部
・暴力団排除啓発チラシ	1,500部

イ 交通機関活用の広報

県東部、中部、西部の各地区において、路線バスに暴力団排除の車体広告を行い、広報啓発活動を継続している。

ウ 暴排啓発動画を活用した広報

啓発動画を公式ホームページとYouTubeで公開し、「暴力団追放三
ない運動＋1」など、暴力団排除機運の普及促進を図っている。

また、県内各地の街頭やプロスポーツチームの試合会場などにおいて、前記動画を利用したデジタルサイネージ広報を実施した。

エ 視聴覚資材の無償貸出

企業、行政機関等に対して、啓発DVDを21回貸出し、暴力団員による不当要求行為の対応要領等の理解促進を図った。

オ 暴力追放県民大会

11月17日、静岡県コンベンションアーツセンター（グランシップ）中ホール・大地において、令和7年度暴力追放・銃器根絶静岡県民大会を、式典、特別講演、県警音楽隊による演奏の3部構成で開催した。

(2) 民間団体が行う暴力団排除活動支援事業【定款第4条第1項第2号、第7号、第8号】

ア 企画指導・資料提供

県民総ぐるみによる暴力団排除活動を推進するため、地域・職域暴力追放推進協議会等に対し、広報啓発用のパンフレット、機関紙等啓発資料の提供及び啓発DVDの貸出等の他、活動助言等の支援を行った。

イ 職員の派遣状況

(ア) 地域暴力追放団体の総会、大会等 9回

	日	名称	出席者
1	5月20日	静岡市暴力追放推進協議会総会	専務
2	5月22日	焼津市暴力追放推進協議会総会	相談員
3	5月29日	沼津市暴力追放推進協議会総会	次長

4	6月20日	藤枝市暴力追放推進協議会総会	次長
5	7月9日	富士宮市暴力追放推進協議会総会	次長
6	7月25日	菊川警察署管内暴力追放推進協議会総会	専務
7	12月13日	浜松市暴力追放と交通事故・薬物乱用防止市民大会	専務
8	12月18日	富士宮市暴力追放推進協議会主催の不当要求対策講習会	相談員
9	12月22日	静岡市暴力・飲酒運転追放、犯罪等に強いまちづくり市民大会	専務

(イ) 職域暴力追放団体の総会、大会等 35回

	日	名称	出席者
1	4月16日	静岡県企業防衛対策協議会東部ブロック会議	専務
2	4月23日	静岡県企業防衛対策協議会西部ブロック会議	専務
3	5月7日	静岡地区ホテル暴力団排除対策協議会担当者連絡会議	専務
4	5月8日	生命保険協会静岡県協会生保警察情報連絡協議会総会	専務
5	5月12日	静岡県企業防衛対策協議会中部ブロック会議	専務
6	6月9日	中央新幹線静岡県内建設工事暴力団等排除対策協議会総会	専務
7	6月11日	静岡県産業廃棄物協会暴力追放推進協議会総会	専務
8	6月24日	静岡商工会議所暴力追放推進協議会総会	専務
9	6月26日	静岡県金融機関警察連絡協議会役員会及び情報連絡会	専務
10	7月15日	静岡県共済団体暴力団等対策連絡協議会総会	専務
11	7月16日	伊豆いで湯の郷暴力団等排除対策協議会総会	次長
12	7月30日	静岡県証券警察連絡協議会総会	専務
13	8月20日	浜岡原子力発電所暴力団等排除対策協議会総会	専務
14	8月28日	静岡県警備業協会暴力団等反社会的勢力排除対策協議会	専務
15	8月29日	静岡県公共料金等暴力対策協議会本部常任幹事会	専務
16	9月2日	静岡県行政書士会暴力団等排除対策協議会総会	専務等
17	10月6日	静岡地区ホテル暴力団排除対策協議会総会	専務
18	10月9日	静岡県信用保証協会・警察等連絡会	専務等
19	10月14日	静岡県公営競技連絡協議会暴力追放・防犯連絡会議	次長
20	10月17日	静岡県公共料金等暴力対策協議会本部常任幹事会	専務
21	11月11日	静岡県企業防衛対策協議会総会	専務
22	11月21日	静岡県公共料金等暴力対策協議会総会	専務
23	11月27日	静岡県社交飲食業防犯協会風俗環境浄化・暴力追放大会	専務
24	11月28日	静岡国道事務所不当要求防止協議会定例会議	専務
25	1月16日	静鉄グループ反社会的勢力対策協議会反社会的勢力対策セミナー	相談委員
26	1月19日	静岡県金融機関警察連絡協議会情報連絡会(中東遠地区)	次長
27	1月21日	静岡県金融機関警察連絡協議会情報連絡会(伊豆地区)	次長

28	1月22日	静岡県警備業協会新年互礼会	専務
29	1月28日	静岡県損害保険暴力防犯対策協議会総会	専務
30	1月29日	静岡県金融機関警察連絡協議会情報連絡会(静岡地区)	次長
31	2月6日	静岡県金融機関警察連絡協議会情報連絡会(富士地区)	次長
32	2月9日	静岡県金融機関警察連絡協議会情報連絡会(沼津地区)	次長
33	2月12日	静岡県金融機関警察連絡協議会情報連絡会(浜松地区)	次長
34	2月17日	静岡県金融機関警察連絡協議会情報連絡会(清水地区)	次長
35	2月18日	静岡県信用金庫協会窓口情報連絡会	次長

(ウ) その他暴迫団体、企業、行政機関の研修会等 25回

	日	名称	出席者
1	5月22日	静岡県刑務所出所者等就労支援事業協議会	専務等
2	5月22日	静岡県少年指導委員研修会	次長
3	5月29日	静岡犯罪被害者支援センター通常総会	専務
4	5月30日	静岡県就労支援事業者機構通常総会	専務
5	6月11日	中部地方整備局静岡ブロック不当要求防止対策連絡会	次長
6	6月14日	POB反社対策連絡協議会春季研修会	専務
7	6月24日	静岡県えせ同和行為対策関係機関連絡会(第1回)	相談委員
8	7月9日	御殿場駅地区暴力団との絶縁推進委員会総会	相談委員
9	7月17日	静岡中央警察署おまちクリーンアップ作戦	次長
10	7月22日	しずおか防犯まちづくり県民会議総会	次長
11	7月23日	浜松市暴力追放市民協力会暴力追放推進員研修	相談委員
12	8月25日	静岡県犯罪被害者等支援推進協議会代表者会議	専務
13	9月8日	関東管区内暴迫センター連絡協議会	専務
14	9月16日	関東弁護士会連合会民暴委員会正副委員長会議	専務
15	9月17日	静岡県弁護士会民暴実務研究会(第1回)	専務等
16	9月25日	静岡県犯罪被害者等支援推進協議会実務担当研修会	相談委員
17	9月26日	全国暴迫センター専務理事・事務局長研修会	専務
18	9月29日	静岡県えせ同和行為対策関係機関連絡会(第2回)	相談委員
19	10月21日	全国暴迫センター反社対策セミナー	次長
20	10月24日	POB反社対策連絡協議会秋季研修会	専務
21	10月30日	庄内地区暴力・飲酒運転追放と青少年健全育成総決起大会	専務
22	11月8日	新通学区暴力追放・交通安全大会	専務
23	12月10日	関東弁護士会連合会民暴研修会	次長
24	1月22日	静岡県就労支援事業者機構就労支援研修会	次長
25	1月23日	静岡県弁護士会民暴実務研究会(第2回)	専務等

ウ 暴迫団体事務局責任者の連絡会議

5月23日、地域・職域暴迫団体の事務局責任者及び警察との連絡会議を開催した。

(3) 監視、情報の収集、提供、調査活動事業【定款第4条第1項第11号、第12号】

ア 各種活動及び新聞、雑誌、書籍、インターネットなどから情報収集し、暴力団排除及び暴力団組織の現状等を調査・把握に努めた。

イ 全国暴迫センターの研修会に参加し、情報交換及び調査等を行った。

ウ 静岡県民暴委員会や関東弁護士会連合会民暴委員会の研修会に参加し、情報交換及び調査等を行った。

(4) 少年指導委員に対する育成事業【定款第4条第1項第10号】

少年指導委員に対する研修（静岡県警察主催）において、暴力団排除に係る講話を行った。

(5) 表彰、コンクール事業【定款第4条第1項第13号】

ア 県暴力追放活動功労表彰（暴力追放活動の取組）を7個人・1団体に授与し、暴迫センター会長感謝状（事業推進への協力）を3団体に贈呈した。

イ 上級表彰については、全国暴力追放功労者表彰を3個人が、関東管区暴力追放活動功労者表彰を2個人が受賞した。

ウ 全国暴力追放運動向け標語コンクールについて、静岡県防犯協会連合会と連携し、作品の募集や審査などを行った。

3 公益事業3

不当要求防止責任者に対する講習事業（静岡県公安委員会からの委託事業）
（目的） 企業・行政機関等に対する暴力団による不当要求・不正行為等の被害防止

(1) 不当要求防止責任者に対する講習事業【定款第4条第1項第7号】

ア 不当要求防止責任者講習を55回開催し、2,042人が受講した。

イ 受講対象は、企業及び行政機関等が選任した「不当要求防止責任者」で、暴力団等反社会的勢力からの被害防止に関する知識技能等を内容とし、不当要求防止責任者の普及と育成を図った。

4 運営体制の充実を図るための取組

- (1) 理事会及び評議員会の構成は、個々の理事等のキャリア、専門分野、知見、年齢層、在任期間等のバランスを考慮し、暴力団追放運動の中核となる各業界、各分野から幅広く選任されている。
- (2) 定款において、理事会及び評議員会は十分に議論でき迅速な意思決定ができる規模(8人以上12人以内)と定めている。
- (3) 理事会及び評議員会の審議を充実させるため、余裕を持った日程調整と理事等に対するきめ細やかな連絡を心掛けており、出席令和7年度における理事会への出席率は85%、評議員会への出席率は70%である。
- (4) 理事会及び評議員会を開催するにあたり、事前に参加者に対して議案等の資料を提供することによって、審議の充実を図っている。

令和7年度 不当要求防止責任者講習実施状況

No.	開催月日	開催場所（受講対象）	業種	講習種別	受講者数	選任時数	定期数	講師
1	5月15日	木 異業種⑥	異業種	選任	41 人	23 人	18 人	山本・吉田
2	5月22日	木 しずおか焼津信用金庫	金融	選任	60 人	3 人	57 人	畑野・吉田
3	5月28日	水 異業種⑦	異業種	選任	39 人	21 人	18 人	山本・吉田
4	5月29日	木 静岡市	行政	選任	40 人	37 人	3 人	畑野・吉田
5	6月6日	金 友の会・東部①	異業種	選任	20 人	9 人	11 人	山本・吉田
6	6月11日	水 下田市建設業協会	建設業	選任	34 人	4 人	30 人	畑野・吉田
7	6月20日	金 友の会・中部②	異業種	選任	43 人	33 人	10 人	山本・吉田
8	6月27日	金 友の会・西部③	異業種	選任	29 人	20 人	9 人	畑野・吉田
9	7月3日	木 異業種⑧	異業種	選任	36 人	16 人	20 人	山本・吉田
10	7月10日	木 大井川農業協同組合	金融	選任	26 人	10 人	16 人	畑野・吉田
11	7月11日	金 掛川市農業協同組合	異業種	選任	25 人	9 人	16 人	山本・吉田
12	7月15日	火 静岡県共済団体暴対協	金融	選任	26 人	25 人	1 人	畑野・吉田
13	7月16日	水 富士伊豆農業協同組合伊豆の国支部	金融	選任	21 人	18 人	3 人	山本・吉田
14	7月17日	木 富士宮市	行政	選任	49 人	16 人	33 人	畑野・吉田
15	7月22日	火 スズキ自動車㈱	異業種	選任	20 人	17 人	3 人	山本・吉田
16	7月24日	木 異業種⑨	異業種	選任	36 人	20 人	16 人	山本・吉田
17	7月29日	火 静岡県建設業関連団体暴対協①	建設業	選任	42 人	14 人	28 人	畑野・吉田
18	7月30日	水 静岡県建設業関連団体暴対協②	建設業	選任	27 人	8 人	19 人	畑野・吉田
19	8月6日	水 遠州中央農業協同組合	金融	選任	28 人	18 人	10 人	山本・吉田
20	8月7日	木 日本郵便㈱東海支局	異業種	選任	174 人	33 人	141 人	畑野・吉田
21	8月13日	水 異業種⑩	異業種	選任	41 人	31 人	10 人	山本・吉田
22	8月19日	火 富士伊豆農業協同組合富士宮支部	金融	選任	15 人	15 人	0 人	畑野・吉田
23	8月20日	水 名工建設㈱	建設業	選任	12 人	5 人	7 人	山本・吉田
24	8月21日	木 異業種⑪	異業種	選任	38 人	22 人	16 人	畑野・吉田
25	9月3日	水 異業種⑫	異業種	選任	36 人	22 人	14 人	山本・吉田
26	9月5日	金 三島信用金庫	金融	選任	18 人	12 人	6 人	畑野・吉田
27	9月22日	月 静岡ガス㈱	異業種	選任	66 人	42 人	24 人	山本・吉田
28	9月25日	木 異業種⑬	異業種	選任	30 人	22 人	8 人	畑野・吉田
29	10月1日	水 異業種⑭	異業種	選任	17 人	11 人	6 人	山本・吉田
30	10月3日	木 静岡県①	行政	選任	29 人	24 人	5 人	畑野・吉田
31	10月6日	月 浜松市	行政	選任	43 人	42 人	1 人	山本・吉田
32	10月7日	火 静岡県②	行政	選任	38 人	31 人	7 人	畑野・吉田
33	10月9日	木 沼津市	行政	選任	24 人	23 人	1 人	山本・吉田
34	10月15日	水 ヤマト運輸㈱①	異業種	選任	37 人	32 人	5 人	畑野・吉田
35	10月16日	木 異業種⑮	異業種	選任	28 人	12 人	16 人	山本・吉田
36	10月20日	月 行政書士会	異業種	選任	33 人	19 人	14 人	畑野・吉田
37	10月22日	水 ヤマト運輸㈱②	異業種	選任	18 人	15 人	3 人	山本・吉田
38	10月23日	木 静岡中央地区安全運転協会	異業種	選任	30 人	15 人	15 人	畑野・吉田
39	10月28日	火 静岡県③	行政	選任	27 人	21 人	6 人	畑野・吉田
40	11月20日	木 異業種⑯	異業種	選任	34 人	18 人	16 人	山本・吉田
41	11月26日	水 島田掛川信用金庫	金融	選任	48 人	21 人	27 人	畑野・吉田
42	12月4日	木 静岡県企防協①	異業種	選任	50 人	28 人	22 人	山本・吉田
43	12月8日	月 静岡県企防協②	異業種	選任	61 人	48 人	13 人	畑野・吉田
44	12月11日	木 異業種⑰	異業種	選任	39 人	20 人	19 人	山本・吉田
45	12月15日	月 日本水道協会静岡支部	行政	選任	22 人	13 人	9 人	畑野・吉田
46	12月16日	火 静岡県企防協③	異業種	選任	40 人	21 人	19 人	山本・吉田
47	1月14日	水 ㈱静岡銀行	金融	選任	83 人	78 人	5 人	畑野・吉田
48	1月21日	水 富士宮信用金庫	金融	選任	31 人	6 人	25 人	山本・吉田
49	1月22日	木 異業種⑱	異業種	選任	14 人	7 人	7 人	畑野・吉田
50	1月29日	木 三島市	行政	選任	33 人	16 人	17 人	山本・吉田
51	2月3日	火 静岡県証券警察連絡協議会	金融	選任	34 人	14 人	20 人	畑野・吉田
52	2月5日	木 浜松磐田信用金庫	金融	選任	57 人	35 人	22 人	山本・吉田
53	2月10日	火 沼津信用金庫	金融	選任	37 人	13 人	24 人	畑野・吉田
54	2月26日	木 異業種⑲	異業種	選任	40 人	18 人	22 人	山本・吉田
55	3月12日	木 異業種⑳	異業種	選任	23 人	13 人	10 人	畑野・吉田
合 計					2,042 人	1,139 人	903 人	
講習回数 合計55回（選任55回・定期0回）					受講者数 合計2,042人（選任1,139人、定期903人）			
※うち行政機関対象 9回、305人								

正味財産増減計算書

令和 7年 4月 1日から令和 8年 3月31日まで

法人会計

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
①基本財産運用益	10,942,442	10,928,303	14,139
基本財産運用益	10,942,442	10,928,303	14,139
②特定資産運用益	416,313	349,417	66,896
特定資産運用益	416,313	349,417	66,896
③受託事業収益	3,500,000	4,000,000	△ 500,000
公安委員会受託事業収益	3,500,000	4,000,000	△ 500,000
④受取寄附金等	3,579,268	5,355,005	△ 1,775,737
受取寄附金等	3,579,268	5,355,005	△ 1,775,737
⑤友の会会費	17,560,000	17,795,000	△ 235,000
友の会会費	17,560,000	17,795,000	△ 235,000
⑥雑収益	28,111	9,093	19,018
受取利息	28,111	9,093	19,018
経常収益計	36,026,134	38,436,818	△ 2,410,684
(2) 経常費用			
①事業費	30,326,027	30,555,594	△ 229,567
役員報酬	2,976,000	2,976,000	0
報酬手当	12,584,961	12,515,445	69,516
賞与引当金繰入	1,891,906	1,836,270	55,636
法定福利費	4,591,351	4,508,878	82,473
賃借料・使用料	2,414,965	2,356,071	58,894
光熱水費	88,919	85,617	3,302
印刷製本費	1,480,563	1,512,763	△ 32,200
通信運搬費	956,864	971,439	△ 14,575
旅費交通費	389,913	500,612	△ 110,699
会議費	124,000	113,500	10,500
広報宣伝費	1,547,260	1,703,036	△ 155,776
県民大会費	289,055	280,029	9,026
調査研究費	126,960	118,800	8,160
報酬費	302,400	302,400	0
手数料	68,162	97,858	△ 29,696
消耗品費	195,963	192,713	3,250
消耗什器備品費	73,260	69,960	3,300
減価償却費	63,040	84,048	△ 21,008
車両管理費	117,395	279,115	△ 161,720
保険料	43,090	51,040	△ 7,950
②管理費	7,857,142	8,594,868	△ 737,726
役員報酬	744,000	744,000	0
報酬手当	3,146,231	3,128,853	17,378
賞与引当金繰入	472,976	459,068	13,908
法定福利費	1,147,949	1,120,291	27,658
退職金	0	886,637	△ 886,637
福利厚生費	168,164	101,846	66,318
賃借料・使用料	441,854	417,690	24,164
光熱水費	22,228	26,252	△ 4,024
印刷製本費	2,159	5,076	△ 2,917
通信運搬費	275,023	231,269	43,754
旅費交通費	14,201	32,245	△ 18,044
会議費	12,369	11,530	839
報酬費	822,440	822,000	440
租税公課	40,300	41,300	△ 1,000
手数料	82,308	91,183	△ 8,875
負担金	141,600	141,600	0
交際費	21,490	23,050	△ 1,560
消耗品費	40,820	36,488	4,332
消耗品什器備品費	253,440	253,440	0
車両管理費	3,630	8,632	△ 5,002
雑費	3,960	12,418	△ 8,458
経常費用計	38,183,169	39,150,462	△ 967,293
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 2,157,035	△ 713,644	△ 1,443,391
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△ 2,157,035	△ 713,644	△ 1,443,391
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 2,157,035	△ 713,644	△ 1,443,391
一般正味財産期首残高	71,223,352	71,936,996	△ 713,644
一般正味財産期末残高	69,066,317	71,223,352	△ 2,157,035
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	848,689,107	848,689,107	0
指定正味財産期末残高	848,689,107	848,689,107	0
III 正味財産期末残高	917,755,424	919,912,459	△ 2,157,035

令和8年度事業計画

1 公益事業1

暴力団による犯罪被害者に対する救援事業及び少年並びに暴力団離脱者に対する保護救済事業

(目的) 暴力団等による不法・不当な行為の被害者等の保護・救済

(1) 相談、助言事業【定款第4条第1項 第3・4・5・6号】

ア 相談等

(ア) 内容

- ・ 暴力団員による不当な行為等に関する相談対応
- ・ 少年に対する暴力団の影響排除に関する活動
- ・ 暴力団離脱希望者に対する社会復帰支援活動
- ・ 事務所周辺の住民等に対する支援活動

(イ) 受理者及び対応

- ・ 暴力追放相談委員 10名
※ 非常勤7名(民暴弁護士・保護司・少年指導委員)を含む
- ・ 助言指導
※ 必要に応じ、警察等関係機関と連携

イ 離脱者の社会復帰支援等

(ア) 就労支援・口座開設支援等

(イ) 支援のための環境整備等

- ・ 雇用賛助企業の拡大等
- ・ 関係機関及び団体との連携強化
※ 県警社会復帰アドバイザー
静岡保護観察所「刑務所出所者等支援協議会」
NPO法人静岡県就労支援事業者機構 等

ウ 事務所撤去及び使用差止訴訟等

(ア) 事務所撤去活動に対する各種支援等

(イ) 適格都道府県センターとしての活動

- ・ 事務所付近の住民等の委託を受け、事務所使用差止訴訟等を推進
- ・ 体制の整備、対応要領の研鑽等

(ウ) 関係機関・団体等との連携強化

県警、県弁護士会民暴委員会及び自治体等

(2) 助成、貸付事業【定款第4条第1項 第5・6・9号】

ア 離脱者雇用給付金支給

- ・ 対象：当法人離脱支援事業における離脱者を一定期間雇用した事業者
- ・ 支給限度額：5万円

イ 民事訴訟費用の貸付

- ・ 対象：「事務所明渡し」及び「暴力団の不法行為に対する損害賠償請求」等の訴訟費用
- ・ 貸付限度額：50万円(無利子)

- ウ 被害者見舞金支給
 - ・ 対象：暴力団による傷害事件の被害者(県内関連等)
 - ・ 支給額：5万円または10万円(被害程度による)
- エ 不動産取得費用等の一時的負担等
 - ・ 対象：事務所撤去に伴う不動産取得及び対策費用等の一時的負担
 - ・ 支出限度額：2,000万円

2 公益事業2

広報啓発事業及び民間団体等が行う暴力団排除活動に対する支援事業
(目的) 県民に対する暴力団等からの被害防止に関する知識の普及及び暴力団排除意識の高揚

(1) 広報啓発事業【定款第4条第1項 第1・2・4号】

- ア 広報啓発
 - ・ 当法人ホームページ、サイネージなどの各種広報媒体の活用
 - ・ 「反社対策マニュアル」、「暴追センターだより」などの資料発行
 - ・ ポスター、暴排グッズなどの作成配布
- イ 少年に対する暴力団の影響を排除するための広報啓発
 - ・ 県警と連携した情報発信、資料配布等
- ウ 視聴覚資材の無償貸出
 - ・ 対象：暴力追放団体、企業及び行政機関等
 - ・ 貸出資材：暴力団排除要領などのDVD(約50種類)
- エ 令和8年度暴力追放・銃器根絶静岡県民大会の開催及びキャンペーン
 - ・ 目的：県民の暴力団排除意識の高揚(暴力団排除功労者の表彰等)
 - ・ 予定：11月24日(火)午後 グランシップ中ホール「大地」
※開催月を暴追強化期間として街頭広告等のキャンペーン
 - ・ 共催：静岡県警察、静岡県防犯協会連合会

(2) 民間団体が行う暴力団排除活動支援事業【定款第4条第1項 第2・7・8号】

- ア 指導援助
 - ・ 暴力追放に取り組む団体・事業所等の活動に対する助言指導及び広報啓発資料の提供等
 - ・ 暴力追放関連の各種大会・協議会・研修会等に対する講師派遣等
 - イ 地域・職域暴力追放組織事務局連絡会議の開催
 - ・ 対象：地域暴追協議会26団体、職域暴追協議会41団体の事務局等
 - ・ 目的：県内における暴排組織活動の活性化と連携強化
※ 県警、センターから暴力団情勢、排除対策、当年度の活動計画等の周知及び資料配布等
 - ・ 予定：5月29日(金) 静岡市葵生涯学習センター(アイセル21)
 - ウ 暴追団体の設立支援
暴追協議会等の設立に向けた助言指導等
- ### (3) 少年指導委員に対する育成事業【定款第4条第1項 第10号】
- 県警主催の少年指導委員(県公安委員会委嘱)研修会への講師派遣等
※ 暴力団情勢、少年に対する暴力団の影響、排除要領等の指導

(4) 監視、情報の収集・提供、調査活動事業【定款第4条第1項 第11・12号】

- ア 県警と連携した暴力団事務所等の監視活動
- イ 新聞、雑誌、インターネットなどを活用した情報収集
- ウ 民暴委員会・県外暴迫センターなどとの情報交換及び調査等
- エ 相談・講演・講習会等を通じた必要な情報提供等

(5) 表彰、コンクール事業【定款第4条第1項 第13号】

- ア 暴力追放功労表彰等
 - ・ 表彰状：暴力追放活動の推進・功労（個人・団体）
 - ・ 感謝状：センター運営・事業推進の協力・支援（個人・団体）
 - ・ 全国暴力追放功労表彰・関東管区内暴力追放功労表彰等の上申
- イ 全国暴力追放運動向け標語コンクール
 - ・ 静岡県防犯協会連合会と協力（県審査5月開催予定）

3 公益事業3

不当要求防止責任者に対する講習事業【定款第4条第1項 第7号】

（目的） 企業・行政機関等に対する暴力団による不当要求・不正行為等の被害防止

(1) 講師・受講対象等

- ア 講師：警察官及び相談委員
- イ 受講対象：不当要求防止責任者
 - ※ 責任者は、企業・事業所等が自ら選任した職員
- ウ 受講修了書：受講者には、公安委員会の受講修了書を交付
 - ※ 講習は、静岡県公安委員会からの委託事業

(2) 講習内容

- ア 暴力団情勢・暴排関係法令・不当要求対応要領等
- イ 教本は反社対策マニュアル（DVD等の教材も活用）
 - ※ 必要に応じて民暴弁護士の講話等

(3) 開催計画等

- ア 開催期間：令和8年5月～令和9年3月
- イ 規模：概ね50回、受講者2,000人程度を目標に計画
- ウ 目的：不当要求防止責任者の新規育成とブラッシュアップ

令和8年度 収 支 予 算 書
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(単位：円)

科 目	令和8年度	令和7年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益			
基本財産運用益	10,835,000	10,942,000	△ 107,000
② 特定資産運用益			
特定資産運用益	386,000	386,000	0
③ 受託事業収益			
公安委員会受託事業収益	3,500,000	3,500,000	0
④ 受取寄附金等			
受取寄附金等	4,000,000	4,000,000	0
⑤ 友の会会費			
友の会会費	17,500,000	17,540,000	△ 40,000
⑥ 雑収益			
受取利息	15,000	15,000	0
経常収益合計額	36,236,000	36,383,000	△ 147,000
(2) 経常費用			
① 事業費			
役員報酬	2,976,000	2,976,000	0
報酬手当	14,000,000	13,600,000	400,000
賞与引当金繰入	2,000,000	1,904,000	96,000
法定福利費	4,720,000	4,720,000	0
賃借料・使用料	2,400,000	2,580,000	△ 180,000
光熱水費	100,000	100,000	0
印刷製本費	788,000	1,500,000	△ 712,000
通信運搬費	1,050,000	1,050,000	0
旅費交通費	670,000	500,000	170,000
会議費	130,000	130,000	0
広報宣伝費	984,000	1,600,000	△ 616,000
県民大会費	212,000	290,000	△ 78,000
社会復帰対策費	100,000	100,000	0
訴訟費用貸付費	500,000	500,000	0
適格訴訟費	500,000	500,000	0
見舞金支給費	200,000	200,000	0
調査研究費	150,000	150,000	0
報酬費	300,000	300,000	0
手数料	100,000	100,000	0
再雇用促進費	50,000	50,000	0
消耗品費	250,000	220,000	30,000
消耗什器備品費	100,000	100,000	0
減価償却費		90,000	△ 90,000
車両管理費	50,000	200,000	△ 150,000
保険料	60,000	60,000	0
修繕費	50,000	50,000	0
	32,440,000	33,570,000	△ 1,130,000
② 管理費			
役員報酬	744,000	744,000	0
報酬手当	3,400,000	3,400,000	0
賞与引当金繰入	500,000	476,000	24,000
法定福利費	1,180,000	1,180,000	0
退職金	160,000		160,000
福利厚生費	200,000	200,000	0
賃借料・使用料	450,000	510,000	△ 60,000
光熱水費	30,000	30,000	0
印刷製本費	10,000	10,000	0
通信運搬費	280,000	280,000	0
旅費交通費	70,000	50,000	20,000
会議費	20,000	20,000	0
報酬費	830,000	830,000	0
租税公課	50,000	50,000	0
手数料	100,000	100,000	0
負担金	150,000	150,000	0
交際費	50,000	50,000	0
消耗品費	50,000	50,000	0
消耗什器備品費	260,000	260,000	0
車両管理費	10,000	20,000	△ 10,000
修繕費	20,000	20,000	0
雑費	20,000	20,000	0
	8,584,000	8,450,000	134,000
経常費用合計	41,024,000	42,020,000	△ 996,000
当期経常増減額	△ 4,788,000	△ 5,637,000	849,000
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 4,788,000	△ 5,637,000	849,000
一般正味財産期首残高	65,586,352	71,223,352	△ 5,637,000
一般正味財産期末残高	60,798,352	65,586,352	△ 4,788,000
II 指定正味財産増減の部			
受取寄附金等	0	0	0
一般正味財産へ振替	0	0	0
指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	848,689,107	848,689,107	0
指定正味財産期末残高	848,689,107	848,689,107	0
III 正味財産期末残高	909,487,459	914,275,459	△ 4,788,000

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

科 目	公 益 目 的 事 業 会 計				小 計	法人会計	内部取引消去	合 計
	公1	公2	公3	共通				
I 一般正味財産増減の部								
1. 経常増減の部								
(1) 経常収益								
① 基本財産運用益								
基本財産運用益	0	0	0	5,525,850	5,525,850	5,309,150	0	10,835,000
② 特定資産運用益								
特定資産運用益	0	0	0	312,660	312,660	73,340	0	386,000
③ 受託事業収益								
公安委員会受託事業収益	0	0	3,500,000	0	3,500,000	0	0	3,500,000
④ 受取寄附金等								
受取寄附金等	0	0	0	4,000,000	4,000,000	0	0	4,000,000
⑤ 友の会会費								
友の会会費	0	0	0	14,175,000	14,175,000	3,325,000	0	17,500,000
⑥ 雑収益								
受取利息	0	0	0	15,000	15,000	0	0	15,000
経常収益合計額	0	0	3,500,000	24,028,510	27,528,510	8,707,490	0	36,236,000
(2) 経常費用								
① 事業費								
役員報酬	372,000	2,418,000	186,000	0	2,976,000	0	0	2,976,000
報酬手当	5,488,000	5,936,000	2,576,000	0	14,000,000	0	0	14,000,000
賞与引当金繰入	780,000	835,000	385,000	0	2,000,000	0	0	2,000,000
法定福利費	1,593,000	2,301,000	826,000	0	4,720,000	0	0	4,720,000
賃借料・使用料	400,000	1,400,000	600,000	0	2,400,000	0	0	2,400,000
光熱水費	25,000	50,000	25,000	0	100,000	0	0	100,000
印刷製本費	9,000	472,000	307,000	0	788,000	0	0	788,000
通信運搬費	370,000	380,000	300,000	0	1,050,000	0	0	1,050,000
旅費交通費	60,000	400,000	210,000	0	670,000	0	0	670,000
会議費	20,000	110,000	0	0	130,000	0	0	130,000
広報宣伝費	0	984,000	0	0	984,000	0	0	984,000
県民大会費	0	212,000	0	0	212,000	0	0	212,000
社会復帰対策費	100,000	0	0	0	100,000	0	0	100,000
訴訟費用貸付費	500,000	0	0	0	500,000	0	0	500,000
適格訴訟費	500,000	0	0	0	500,000	0	0	500,000
見舞金支給費	200,000	0	0	0	200,000	0	0	200,000
調査研究費	0	150,000	0	0	150,000	0	0	150,000
報酬費	300,000	0	0	0	300,000	0	0	300,000
手数料	30,000	60,000	10,000	0	100,000	0	0	100,000
再雇用促進費	50,000	0	0	0	50,000	0	0	50,000
消耗品費	20,000	140,000	90,000	0	250,000	0	0	250,000
消耗什器備品費	60,000	20,000	20,000	0	100,000	0	0	100,000
減価償却費	0	0	0	0	0	0	0	0
車両管理費	5,000	10,000	35,000	0	50,000	0	0	50,000
保険料	60,000	0	0	0	60,000	0	0	60,000
修繕費	10,000	20,000	20,000	0	50,000	0	0	50,000
	10,952,000	15,898,000	5,590,000	0	32,440,000	0	0	32,440,000
② 管理費								
役員報酬						744,000	0	744,000
報酬手当						3,400,000	0	3,400,000
賞与引当金繰入						500,000	0	500,000
法定福利費						1,180,000	0	